



# 岡本特許 ニュース

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1

TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2013 MARCH / 143号

## ★ 米国が先願主義に移行 ★

改正米国特許法（岡本特許ニュース第 126 号参照）が 2011 年から段階的に施行されてきましたが、いよいよ 2013 年 3 月 16 日には、歴史的変革といわれる先発明者主義から先願主義への移行が行われます。

### 1. 先発明者先願主義 (first-inventor-to-file system) への移行 (102 条)

現在の先発明主義が修正されて、2 以上の出願があった場合、先願に特許が与えられるようになります。パリ条約優先権を主張する場合、優先日が「有効出願日」と見なされますので、いわゆる「ヒルマードクトリン」は解消します。たとえば、日本出願の優先権を主張して米国出願をした場合、優先日である日本出願日から、先願として後願排除力を持つことになります。

近年は、日本だけでなく中国・韓国などからも大量の国際出願が行われ続々米国に移行しています。これら非英語の国際出願が法改正後には拡大先願としての地位を得ることとなるため、特許取得のハードルは高くなるのは間違いありません。

ただし、米国の先願主義は、世界の大多数の国と異なり、発明者が発明を発表してから 1 年以内に出願したとすると、たとえ他に先願があったとしても、最先発表者に特許権が与えられるという特殊な猶予期間を有する変則的な先願主義です。すなわち、発表すれば実質的に先発明主義であり、発表しなかった場合は先願主義となります。

### 2. 米国特許料金改定

2013 年 3 月 19 日から次のような政府料金の改定が行われます。以下は、Large Entity（大企業）のもので、Small Entity（小企業）は (6) (7) を除きこの半額です。また、米国及び国内の代理人費用は別です。

- (1) 特許出願政府料金（基本料金＋審査料＋調査料）：\$1260 から \$1600 に値上げ
- (2) 国内移行政府料金（基本料金＋審査料＋調査料）：\$1140 から \$1480 に値上げ
- (3) RCE 政府料金：1 回目は \$930 から \$1200、2 回目以降は \$930 から \$1700 へ値上げ
- (4) 独立請求項が 4 項以上になると、1 項増すごとに \$250 から \$420 へ値上げ
- (5) 特許維持料金が全体的に 24%～54% 値上げ
- (6) 特許後レビュー (Post-Grant Review) 政府料金：\$35800 から \$30000 へ値下げ
- (7) 当事者系レビュー (Inter Partes Review) 政府料金：\$27200 から \$23000 へ値下げ
- (8) 2014 年 1 月 1 日から特許発行料が \$1770 から \$960 に値下げ。公開公報費廃止

特許後レビュー（付与後異議）や当事者系レビュー（「無効審判」の一種）は値下げされても政府料金だけで 200～300 万円かかり、これに米国代理人費用が加わると現地費用は 6 万～10 万ドルまたはそれ以上かかるといわれています。さらに国内代理人費用を加算すると、総額で 1000 万円～2000 万円かかりそうです。